

議案第1号

豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程の一部を改正  
する告示について

令和8年1月28日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 原 田 憲 一

豊橋市教育委員会告示第 号

豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程（平成18年豊橋市教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月 日

豊橋市教育委員会

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

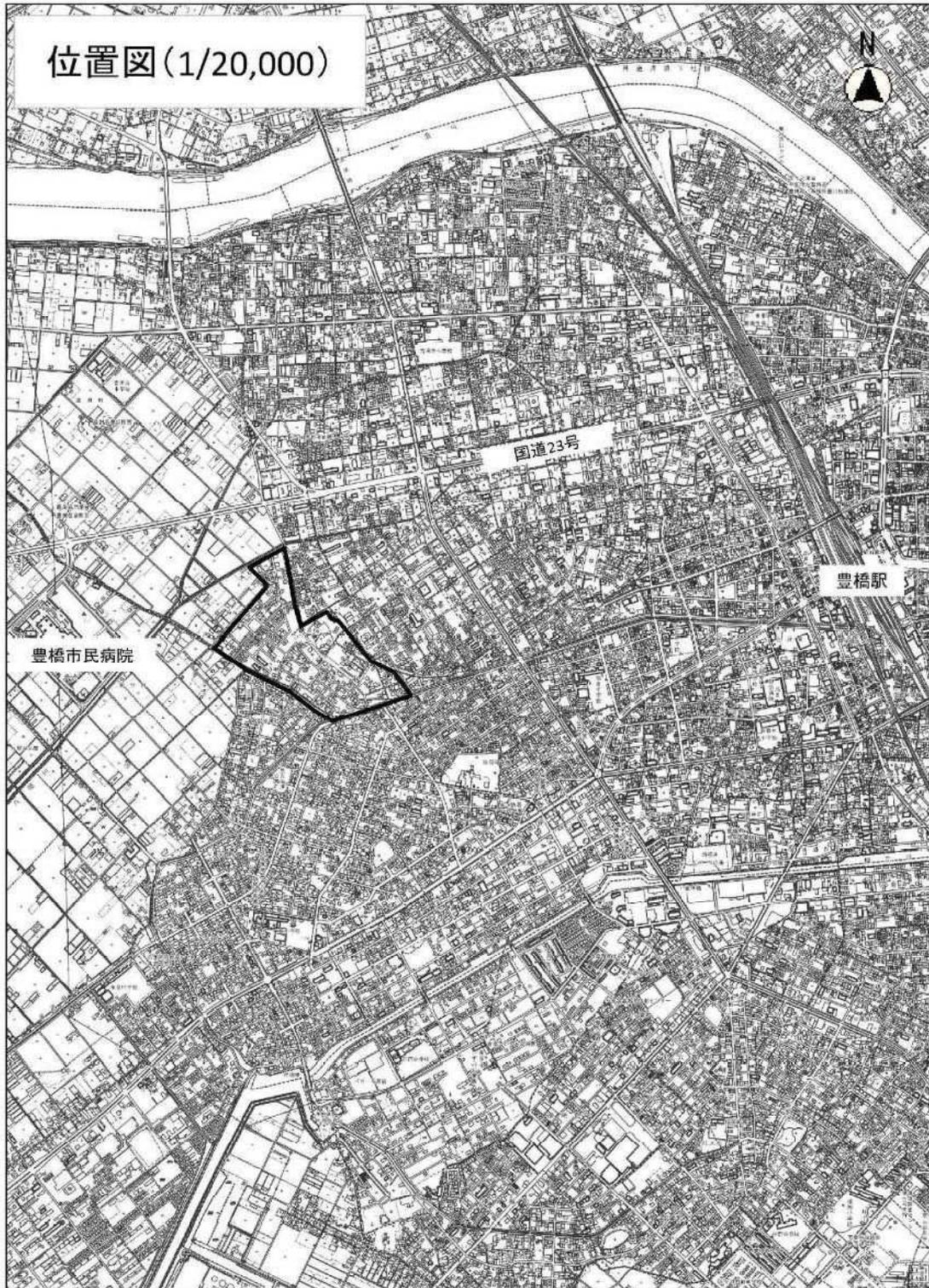
改正後			改正前		
別表第1（第2条、第5条関係）			別表第1（第2条、第5条関係）		
中学 校名	小学 校名	区域	中学 校名	小学 校名	区域
(略)			(略)		
牟呂	牟呂	牟呂町(西羽田町自治会区域に属する部及び字扇田、字松崎、字中西、字東里、字大塚、字百間、字古田、字北汐田、字南汐田、字松東、字松島東、字古幡焼、字松島、字奥山、字奥山新田を除く。)、 牟呂市場町、牟呂大西町、牟呂公文町、牟呂水神町、牟呂外神町、牟呂中村町、 <u>牟呂内田町、牟呂坂津町、</u> 神野新田町(三郷町自治会区域に属する部)、東脇一丁目(31番地から35番地まで)、東脇二丁目(1番地から3番地まで、7番地、	牟呂	牟呂	牟呂町(西羽田町自治会区域に属する部及び字扇田、字松崎、字中西、字東里、字大塚、字百間、字古田、字北汐田、字南汐田、字松東、字松島東、字古幡焼、字松島、字奥山、字奥山新田を除く。)、 牟呂市場町、牟呂大西町、牟呂公文町、牟呂水神町、牟呂外神町、牟呂中村町、 神野新田町(三郷町自治会区域に属する部)、東脇一丁目(31番地から35番地まで)、東脇二丁目(1番地から3番地まで、7番地、8番地、13番地、14番地、

	8番地、13番地、14番地、 16番地)、東脇四丁目(16 番地)、市場一丁目、神野 西町一丁目、神野ふ頭町		16番地)、東脇四丁目(16 番地)、市場一丁目、神野 西町一丁目、神野ふ頭町
(略)		(略)	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図 1



別図 2



(施行地区に含まれる地域)

- 豊橋市牟呂町字境松、字三ツ山、字外神、字坂津及び字若宮の全部
- 豊橋市牟呂町字一本木、字八王子及び字内田の各一部
- 豊橋市新栄町字牟呂下及び字一本木の各一部
- 豊橋市小向町字内田の一部

別図 3



(新たに設定する町名)

豊橋市宇内田町、坂津町